

## 小金井市公共用地との境界確定事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、小金井市公有財産規則（昭和39年規則第17号）第3条第2項第2号の規定に基づき道路管理課長が管理する公用に供している財産である公共用地に係る境界確定事務の手続を定めることにより、適正かつ効率的な事務執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地 道路管理課長が管理する道路及び水路を構成する市有地をいう。
- (2) 境界確定 公共用地と隣接する土地の所有権境界を確定することをいう。
- (3) 土地境界図 公共用地と隣接する土地の所有権境界を図化したものをいう。
- (4) 公共物管理者 道路法、条例等に基づき、小金井市（以下「市」という。）の公共用地を管理する者をいう。
- (5) 関係土地所有者 境界を確定するために市から立会いを求める土地の所有者をいう。

### (境界確定事務の実施)

第3条 境界の確定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 次条に規定する者から境界確定の申請があった場合
- (2) 公共事業施行者である国、地方公共団体及び都市整備部長が特に認めた公共事業施行者から、公共事業を行うに際し、境界確定の申請があった場合
- (3) 公共物管理者から、公共物管理者が公共物を管理するため、境界確定の申請があった場合
- (4) 都市計画道路事業としての道路拡幅により沿道土地所有者から用地買収した場合
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条に規定する道路用地の帰属又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に係る道路用地の寄附があった場合

### (申請者)

第4条 前条第1号の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、公共用地に隣接する土地の所有者（以下「土地所有者」という。）とする。ただし、次の各号のい

いずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地所有者が共有の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は、管理組合の規約等に定める者
- (2) 土地所有者が法人の場合は、その代表者。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は管財人
- (3) 土地所有者が官公庁又は特殊法人等の場合は、法令、定款等に定める者
- (4) 土地所有者が死亡している場合は、相続関係説明図で確認できる法定相続人全員。ただし、遺産分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判等により相続人が特定されている場合は、当該相続人
- (5) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人等を必要とする場合は、法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上、法定代理人が併記して押印すること。
- (6) 申請地の登記事項証明書に差押え又は裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書等を添付すること。
- (7) 申請地が信託財産の場合は、原則として受託者の申請とすること。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請とすること。なお、信託目録に特別な定めがある場合は、その内容に従った申請とすること。
- (8) 土地所有者から委任を受けた代理人が土地所有者等に代わって申請を行う場合は、申請、立会い、協議、合意等の委任内容を明確にした委任状を提出すること。
- (9) 申請地の地目が境内地もしくは墓地又は申請地の現況が境内地もしくは墓地になっている場合は、宗教法人の規則に定める者。ただし、規則に定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者
- (10) その他市長が土地所有者として認める場合は、その者  
(実務取扱者)

第5条 境界確定の申請に係る実務を取り扱う者(以下「実務取扱者」という。)は、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他土地の調査、測量、図面作成等の能力を有する者とする。

- 2 申請者は、境界確定に必要な実務を実務取扱者に行わせることができる。  
(申請書)

第6条 申請者は、公共用地との境界確定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、次に掲げる書類のうち必要なものを各1部添付し、市

長に申請する。

- (1) 現地案内図
- (2) 地図又は地図に準ずる図面（公図）の写し
- (3) 公共用地付近の現況実測平面図
- (4) 土地登記簿謄本又は全部事項証明書（土地）
- (5) 土地所有者調書（様式第2号）
- (6) 相続を証する書面（相続人による申請の場合）
- (7) その他参考資料

2 前項の規定による申請を行った後、記載事項又は土地所有者に変更があった場合は、申請者は、申請事項変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

（申請書の受理）

第7条 申請書を受理することができる場合は、申請地が公共用地に隣接しており、境界が確定されていない場合とする。

（境界線の検討）

第8条 市の境界確定事務担当者（以下「担当者」という。）は、実務取扱者と境界線の線形案の調整を行う。

2 担当者が必要と認めるときは、立会いに先立ち実務取扱者と現地調査等を行い、線形案を調整することができる。

（境界確定の範囲）

第9条 境界確定は、原則として申請地側及び公共用地を挟んで相対する側の両側で行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請地側のみとする。

- (1) 公共用地を挟んで相対する側の立会いが実施できず、又は合意が得られない場合
- (2) 両側確定の必要がない場合

2 前項の規定にかかわらず、申請地の隣接地の立会いが実施できず、又は合意が得られない場合は、申請部分の全てを境界確定することなく処理するものとする。

（立会い及び協議）

第10条 担当者は、境界線の線形案の調整後、立会者名簿を作成し、立会日について実務取扱者と調整する。

- 2 担当者は、実務取扱者に立会日前に現地に境界線の線形案を標示させる。
- 3 担当者は、立会いにおいて前条の規定により境界確定を行う土地の所有者（以下「関係土地所有者」という。）とそれぞれの主張する境界について対等な立場で協

議を行う。

- 4 担当者は、関係土地所有者と協議が整った場合は、合意の証しとして合意書（様式第4号）の提出を求める。
- 5 公共用地に隣接する土地が他自治体の所有地の場合は、合意書又は立会書等の提出を求める。

（協議成立後の処理）

第11条 担当者は、合意を得られた境界点への標識埋設を実務取扱者に指示する。

- 2 担当者は、協議成立後、実務取扱者に土地境界図下図の提出を求める。

（境界確定事案の決裁及び通知）

第12条 担当者は、土地境界図、合意書等必要な書類がそろい次第、公共用地境界確定事案について、道路管理課長の決裁を得るものとする。

- 2 公共用地境界確定事案の決裁後、土地境界図を添付した公共用地境界確定通知書（様式第5号）を合意した関係土地所有者へ通知する。

（取下げ）

第13条 申請者が申請書を取り下げる場合は、公共用地との境界確定申請の取下げ申請書（様式第6号。以下「取下げ書」という。）を提出しなければならない。

- 2 取下げ書の提出があった場合は、申請書を返却する。この場合において、既に立会いが行われている場合は、実務取扱者は立会いを行った関係土地所有者に対し、取下げに至った経緯を説明し、合意書を返却する。

（公共用地境界線未確定案件の措置）

第14条 次の各号に掲げる場合は、公共用地境界線標示不能とし、申請者に公共用地境界線標示不能通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 申請書受理後、3か月を経過しても申請者等の責めに帰する理由により、現地における立会い及び標示を行う条件が整わない場合。ただし、申請者から遅延理由等の明示があった場合において、正当な理由があると認めるときは一定期間処理の延期を認める。
- (2) 現地立会い終了後、2か月を経過しても第12条に規定する土地境界図を提出しない場合。ただし、申請者から遅延理由及び土地境界図の提出年月日の明示があった場合において、正当な理由があると判断したときは当該提出年月日までの延長を認める。
- (3) 申請書受理後、第4条に定める申請権者の要件を欠くこととなった場合。ただし、申請書受理後、売買、交換等により所有権が移転した場合において、新所有

者が、申請の継続を希望するときは、新所有者の申請事項変更届、登記事項証明書（土地）等必要な書類の提出をもって継続することができる。

（公共用地との境界確定関係書類の保存）

第15条 申請書、合意書、土地境界図及び決裁原義は、永年保存として管理する。

（土地境界図の閲覧・複写・証明）

第16条 土地境界図は、申請に基づき閲覧、複写及び証明を行う。

2 前項の複写及び証明に係る手数料は、小金井市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づくものとする。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。